

# 日本壊す消費税増税

岡山県商工団体連合会事務局長 福木 実

野田佳彦内閣は3月30日、消費税増税法案を国会に提出しました。消費税の引き上げは、国民のくらしと中小業者の営業、そして日本の経済も財政も破壊するものです。

2010年度の国民生活基礎調査(厚生労働省)では、59%の人が「生活が苦しい」と答えています。1年働いても年収200万円に行かない人は1000万人以上います。こうした人たちの生活は成り立つのか。経済全体を見ると、消費税5%の引き上げで、経済成長率は、単純計算で2%のマイナスになります。日本経済は21世紀にはいつから年平均0.5%程度の成長ですから、消費税を引き上げれば間違いなくマイナス成長です。これでは税収増どころではなくなります。

## 消費不況は確実

消費税法案付則18条には、「経済状況を好転させることを条件としてじっしするため」として、11～20年度の平均経済成長率について、名目で3%、実質で2%を目指すとししました。しかしこれはあくまでも努力目標。引き上げの前提にはせず「総合的に勘案する」だけです。今回の消費税増税は、14年4月に8%へ、15年10月に10%へと連続的な税率引き上げをねらっています。1度目の増税前に、1年半後を見越して大規模な駆け込み需要が発生する可能性があります。駆け込み需要は「需要の先食い」です。増税後は物が売れず、長期の消費不況に陥ることは間違いありません。

## 消えた条文・再引き上げは不変

消費税法案には当初検討されていた「5年後

に消費税を再び増税する」などの条文は盛り込まれていません。民主党内で示されていた案には「法律の公布後5面を目途に」再引き上げの「措置を講ずる」と明記されていました。こうした条文が入らなかったのは、消費税増税に対する国民の怒りの前に、政府・民主党が動揺したからです。法案に明記されなかったからといって、再引き上げを政府があきらめたということはありません。「再引き上げ条項」は今後の国会の修正で再浮上する可能性があります。

## 低所得者対策・具体案は不明

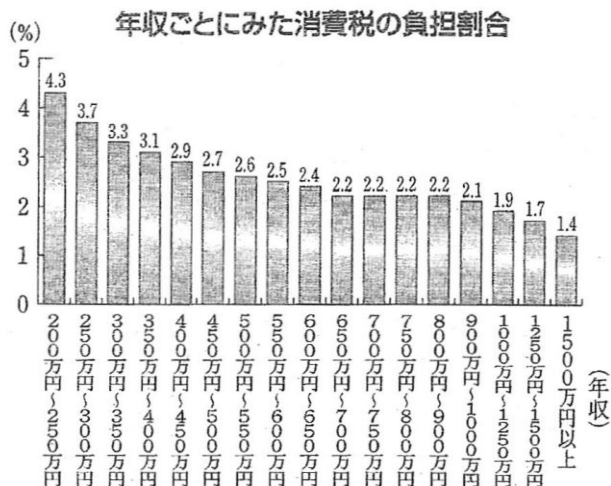
消費税増税法案は、給付つき税額控除な「低所得者に配慮した再配分に関する総合的な施策を導入する」としています。さらに、「総合的な施策」の実施前でも「簡素な給付措置を実施する」ことが明記されました。

年 収	8%の場合	10%の場合
200万～250万円	58,179	96,965
250万～300万円	60,398	100,664
300万～350万円	63,871	106,451
350万～400万円	69,513	115,855
400万～450万円	73,463	122,438
450万～500万円	77,596	129,327
500万～550万円	81,559	135,931
550万～600万円	85,106	141,843
600万～650万円	88,380	147,300
650万～700万円	90,142	150,237
700万～750万円	96,344	160,573
750万～800万円	99,899	166,498
800万～900万円	109,224	182,041
900万～1000万円	118,233	197,055
1000万～1250万円	128,560	214,267
1250万～1500万円	137,998	229,997
1500万円以上	164,244	273,741

総務省「家計調査2010年年報」(全国・2人以上の世帯)から作成

消費税は、所得が低いほど負担が重くなる逆進性を持ちます。「低所得者対策」を法案に書き込まざるを得なくなったのは、政府も逆進性を否

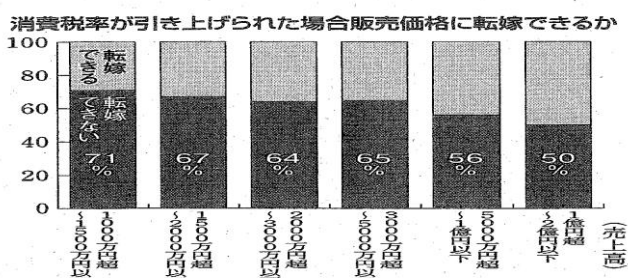
定しきれないからです。しかし、「対策」をとるといっても「低所得者」とは年収何万円以下なのか、どのような方法でいくらを給付するのか、何も決まっています。



総務省「家計調査2010年年報」(全国・2人以上の世帯)から作成  
各世帯が1年間に払う消費税の年収に対する比率

給付金制度は、非常にロスが多い制度です。受け取る資格のある人を確定して確実に渡さなければなりません。結局、必要な人に行き渡らず、受け取らなくてもいい人が受け取ることになりかねません。一度集めてまた配ると言うのなら、最初から消費税を上げなければいいのです。

### 中小業者の7割以上・「転嫁できず」



日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、  
全国商店街振興組合連合会「中小企業における消費税実態調査」  
(2011年)から作成

消費税の引き上げは、中小業者に耐え難い苦痛をもたらすものです。中小業者4団体(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会)の調査で

は、消費税が引き上げられた場合、販売価格に転嫁できるかとの問いに、売り上げ1000万～1500万円の企業では71%が「転嫁できない」と答えています。1億～2億円という比較的大きな規模でも半数が「転嫁できない」です。

### 岡山県の財政に与える影響

岡山県は先般、政府案通り消費税が10%になった場合、年50億円程度の増収になるとの試算をまとめました。

3月末に閣議決定された消費税増税案では、消費税率を10%に引き上げた際、県や市町村の財源となる地方消費税を2.2%（現在1%）にするとしています。県の歳入のうち地方消費税額は2010年度実績で194億円。これをもとに計算すると、2.2%になれば426億円（約230億円増）に増えますが、地方交付税が減額されるため、差し引き純増が50億円程度になると算出したものです。しかし、この試算には大きな落とし穴があります。県の計算には、県がおこなう事業にかかる消費税の負担増は加味されていないのです。

2010年度に県が実施した公共事業と委託（公共サービス）は、土木部と農林水産部で677億円。他の部局を含めれば1000億円は超えるでしょう。消費税率が10%に上がることによる負担増は50億円を超え、同規模の公共事業予算を組めば、地方消費税の増額による増収分は消え去ることになります。

予算規模を縮小すれば、当然負担増は避けることができます。しかし、これでは今でも貧しい県民サービスがますます切り捨てられたり、今でも少ない地元業者が請け負う公の仕事が減ってしまったり・・・。良い結果は生まれません。やっぱり消費税増税は中止させる以外ありません。

以上